

門真市から市民の皆様へ

特 殊 詐 欺 ・ 悪 質 商 法

撃 退 の た め

特殊詐欺等被害防止機器

無料で貸し出します



貸出数 募集50台

対象者 65歳以上の高齢者 など

この電話は、振り込め詐欺などの
犯罪被害防止のため、会話内容が
自動録音されます。



振り込め詐欺や悪質勧誘にも
有効だし安心・安全

募集期間

令和6年6月1日(土)～募集台数に達するまで

門真市 市民文化部 人権市民相談課 消費生活センター

動作説明

警告メッセージで犯罪抑止

振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため
会話内容が自動録音されます

電話着信時、「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」と発信者側にアナウンスします。詐欺を行おうとする者は録音されることを嫌うため、警戒して電話を切ってしまう。こうして犯罪行為を未然に防ぐことができます。一度設置すれば特別な操作は必要なし！電話の操作もいつも通りなので高齢の方でも安心してお使いいただけます。

新機能『あっと驚くピンポンモード』

ピンポン

お客様がみえたので切りますね

20分通話

着信後、通話時間が20分経過すると、通話中に「ピンポン」という音を流します。通話相手にチャイム音を鳴らして来訪者を装うことで、着信者が通話を切るきっかけを作ります。通話時間が30分経過すると、「巧妙な詐欺の電話が多発しています。ご注意ください」というメッセージが着信者に流れて注意を促します。

仕様			
収容回線数	1回線	温度	5℃～45℃
接続端末数	1台	湿度	20%～80%RH
配線方法	アナログ二線式*	本体寸法(外形)	115(W)×69(D)×25(H)mm
電源	ACアダプター(DC15V/400mA)	本体重量	約120g
消費電力	最大約6W	認証番号	A21-0079001

*アナログ回線/PBX回線/INS回線/IP回線に対応

会話内容をしっかり録音

警告メッセージを流しても通話を続けてきた場合、**会話内容を自動で録音**します。万が一の際は音声データを警察へ提出することで犯人逮捕につなげることができます。

儲かる話がありますよ

録音

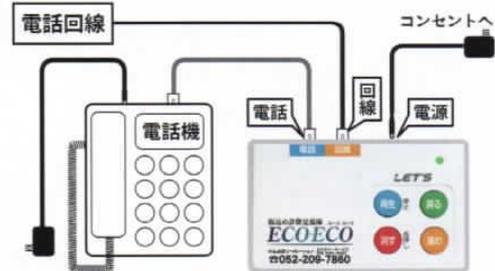
安心の撃退率機能付き

『警告音声を聞いて電話を切った人』の割合を示す「**撃退率**」を音声で確認可能。設置効果を実感することができます。

撃退率は〇〇パーセントです

簡単に取り付け可能

電話回線と電話機の間に接続するだけ。工事も工具も要らないので機械が苦手な方も安心です。



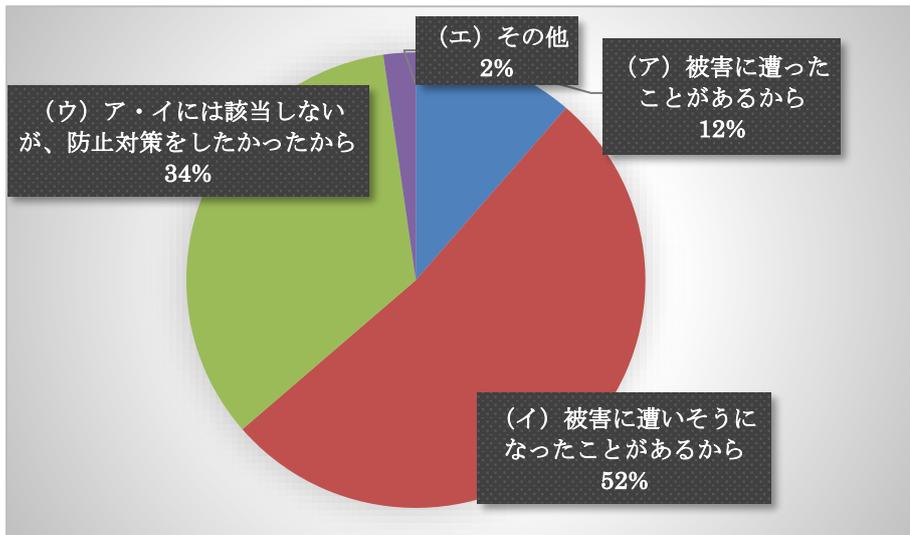
【個人情報のお取り扱いについて】

申込書にご記入いただいた個人情報は、門真市が定める、「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切な保護措置を講じ、「特殊詐欺等被害防止機器無料貸し出し募集」に関する各種サービスの目的で利用し、厳重に管理します。

令和5年度 門真市特殊詐欺等被害防止機器モニターに対するアンケート結果（抜粋）

（48人中、44人が回答）

特殊詐欺等防止機器を借りたきっかけは何ですか。

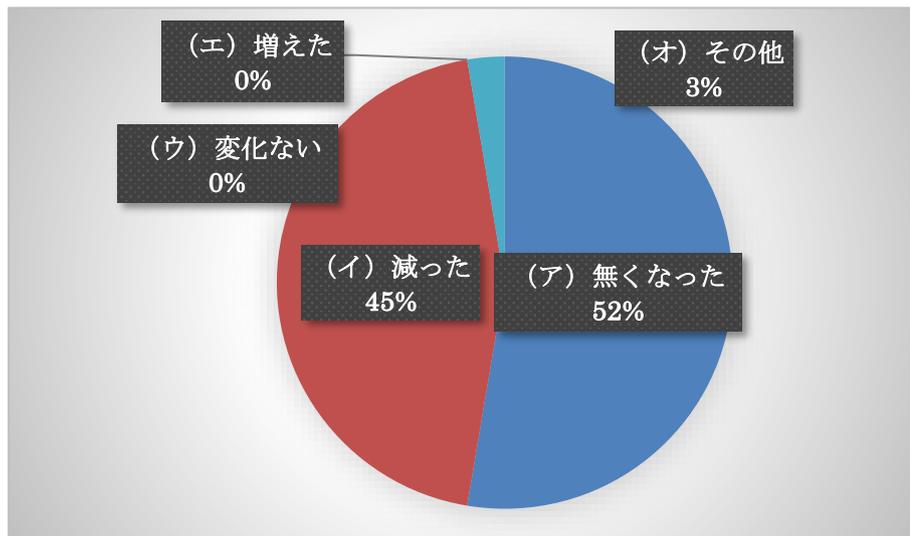


98%の人が防止対策のために機器を貸りています。

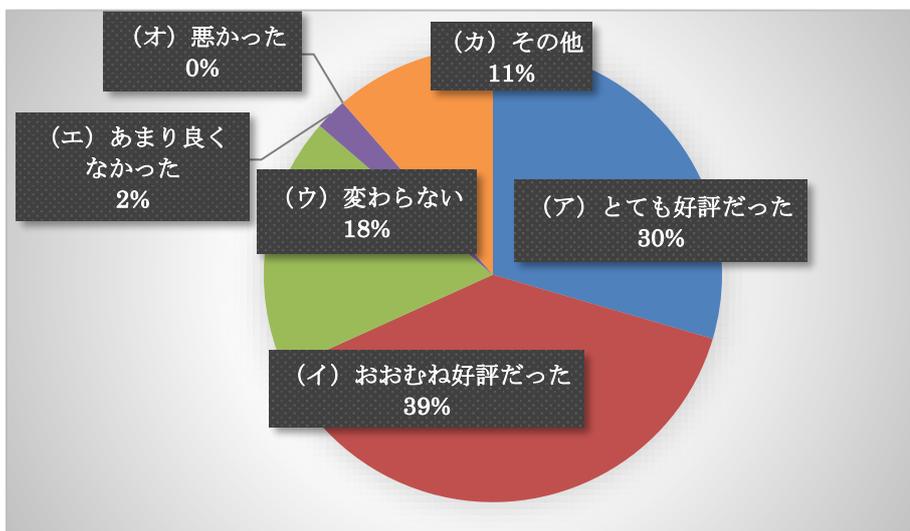


機器を取り付けた後に不信な電話や迷惑電話を受ける回数に変化はありましたか。

機器を取り付けた後、97%の人が迷惑電話が「無くなった」「減った」と回答しています。



機器取り付け後、周りの反応はどうでしたか。



69%の人が、装置取り付け後の反応は「とても好評」「おおむね好評」と回答しています。



募集要領

募集対象	市内に居住する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、 ① 高齢者単身世帯 ② 高齢者のみが居住する世帯 ③ 1週間のうち4日以上かつ、1日6時間程度ひとり若しくは高齢者のみになる世帯
無料貸し出し期間	令和6年6月1日（土）～令和7年3月31日（月）
装置	特殊詐欺等被害防止機器（録音タイプ）
募集世帯	50世帯 ※先着順になります
ご協力 いただく内容	① 装置の利用 ② アンケートのご協力
お申し込み 方法	① ご覧の募集要領に同封の「特殊詐欺等被害防止機器」機器無料貸し出し申込書にご記入の上、門真市消費生活センターへお申し込みください。 ② 自治体専用の電子申請サービス「LoGo フォーム」から「特殊詐欺等被害防止機器無料貸し出し申込書」下記、QRコードからのお申し込みもできます。 
注意事項	・「特殊詐欺等被害防止機器」無料貸し出しは1世帯1台とさせていただきます。ただし、以前遮断タイプの特殊詐欺等被害防止機器を貸与していた方は、再度申請していただけます。 ・「特殊詐欺等被害防止機器」に関わる電気代はご利用者の負担です。 ・電話機の環境により、ご利用できない場合があります。 ・保証期間を過ぎた故障については、有償修理で対応をお願いします。 ・この機器を設置することにより、すべての悪質な電話を防げるわけではありません。
期間終了時	無料貸し出し終了後も、継続してご利用を希望の場合は、そのままご利用いただけます。

「特殊詐欺等被害防止機器」に関するお問合せ・お申し込み先

門真市 市民文化部 人権市民相談課 消費生活センター

〒571-0030 門真市末広町41-2

そよら古川橋駅前3階 暮らしの相談窓口

TEL(06)6902-7249 FAX(06)6916-2011

e-mail : k-shouhi@city.kadoma.osaka.jp

受付日時 月曜日～金曜日、第2・第4土曜日（日曜日・祝日は除く）

9:00～17:30